

令和5年度静岡県ビジネスプランコンテスト業務委託仕様書

1 要旨

国では、令和4年（2022年）を「スタートアップ創出元年」と位置付け、8月にスタートアップ担当大臣を設置したほか、11月には「スタートアップ育成5か年計画」を策定した。国の政策動向を踏まえて、県においても令和5年9月にスタートアップ支援戦略を策定・公表したところである。

本県は国や東京、愛知、広島などの先進地に比べて、「スタートアップ支援の後進県であり、現状では有望なスタートアップに選ばれる地域ではない。」「本県においてスタートアップの集積を進めるに当たって、環境整備が十分とは言えない。」などの課題を抱えている。

今後、戦略に基づいて、本県におけるスタートアップ支援を加速化・充実化させていくには、上記の課題を踏まえ、まずは成功事例を創出し、ロールモデルとして横展開していく必要がある。

そこで、海外を含む県内外のスタートアップ等が持つ優れたビジネスアイデアを募集し、本県における事業化・成長を後押しするため、開催後のフォローアップも見据えたビジネスプランコンテストを開催し、コンテストを通じたビジネスプランの磨き上げ等を通じて、成功事例を創出する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 業務の概要

(1) ビジネスプランコンテストの実施

ア 開催時期 令和5年11月頃から令和6年3月頃まで

イ 対象 県内に拠点を構え、新たな事業を行う意思のある県内外のスタートアップ又はスタートアップ型の起業を目指す者

<募集テーマ>

①本県が進める先端産業創出プロジェクトの各分野

②静岡県内の地域課題を解決するもの

ウ 内容 県内外のスタートアップ等が持つ優れたビジネスアイデアを募集し、事業化・成長を支援することで成功事例を創出する。

4 業務の内容

以下の内容とする。

なお、先端産業創出プロジェクトの各分野の詳細については、「5 先端産業について」を確認すること。

また、経費の支出に当たっては、「9 委託事業費に係る留意事項」に留意すること。

(1) コンテストの概要

| 区分 | 内容 |
|----|--|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none">・県内外のスタートアップ等が持つ優れたビジネスアイデアを募集し、事業化・成長を支援することで成功事例を創出すること。・本県が進める先端産業創出プロジェクトへのスタートアップの参画を促進すること。 |

| | |
|----------------|--|
| | ・優れたビジネスアイデアにより、静岡県内の地域課題の解決につなげる こと。 |
| 開催方法 | ・一次審査については、書類審査とする。 ・最終審査会については、プレゼンテーションによる審査とする。 |
| 開催日程 | 提案内容を県と協議の上、決定する。 |
| 対 象 | 県内に拠点を構え、新たな事業を行う意思のある県内外のスタートアップ 又はスタートアップ型の起業を目指す者。 |
| 募集テーマ | ①本県が進める先端産業創出プロジェクトの各分野 ②静岡県内の地域課題を解決するもの |
| ビジネス プランの募集 | 令和5年11月上旬から実施予定。 |
| 期 間 | 原則として令和6年3月までに全日程を実施することとする。 |
| その他 | 最終審査会当日の運営に必要な会場、人員及び機器等を用意すること。 |

(2) 委託業務の範囲

| 項 目 | | 内 容 |
|-------------|---------------|---|
| 全 体 | 事務局の 設置・運営 | 業務を実施する事務局を設置し、履行期間中における業務遂行に携わる十 分な人員を配置・確保すること。 |
| | 審査員との 調整 | ・外部有識者(投資家・起業家・県内企業など)を審査員として選定し、各 種調整(日程調整、審査手順等の説明、就任依頼、審査会当日の案内、 謝金・旅費の支払等)を行うこと。 ・審査員の構成(学識・産業界の比率、男女比等)も提案内容を県と協議 の上、決定すること。 |
| | 会場の確保 と運営 | ・最終審査会はオフライン会場での開催を前提とし、会場を確保すること。 ※感染症拡大時等はオンラインへ切り替えられるように準備すること。 |
| 募 集 時 | 各種要領の 作成 | ・募集要領を作成すること。 ・申込書、事業計画書等の様式を作成すること。 |
| | 広報 | ・認知度の向上を目的として、コンテストの名称を考案すること。 ・web サイトやチラシ等を作成し、コンテスト開催の周知に努めること。 ・募集説明会を開催することが望ましい。 |
| | 評点表の 作成 | ・一次審査および最終審査における評点表を作成すること。 ・内容については、ビジネスプランの新規性や実現可能性、成長性などを 考慮すること。 |
| | 応募者の 募集 | ・当コンテストに参加可能性のある有望なスタートアップを発掘すること で、応募者数増加に努めること。 ・受付後の処理や、応募者との調整を行うこと。 |
| 審 査 | 一次審査の 実施 | ・令和6年1月頃に実施すること。 ・書類審査を実施し、優れたビジネスアイデアを持つ10名程度を選考する こと。 ・審査結果については、受託者において応募者全員に通知すること。 |
| | ブラッシュ アップ | ・一次審査通過者に対してビジネスプランやプレゼンテーションのブラッ シュアップを実施し、最終審査会に向けたサポートを実施すること。 |
| | 最終審査会 | ・一次審査通過者に対して、最終審査会を実施すること。 |

| | | |
|-----|----------|--|
| | の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月に開催すること。 ・一次審査通過者によるプレゼンテーションにより、外部有識者（投資家や起業家、県内企業など）の審査員が審査すること。 ・一次審査通過者の支援者となりうる聴講者を募集すること。 |
| 実施後 | 動画作成 | 最終審査会のアーカイブ動画を配信すること。（動画配信に当たっての参加者の同意も得ること。） |
| | アンケートの実施 | 参加者を対象としてアンケートを実施し、集計と分析を行うこと。 |

※上記各項目の最終的な内容の決定に当たっては、県と事前に協議すること。

(3) 納品物

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・チラシデータ ・審査会や説明会の写真 ・アンケートデータとその集計結果 ・応募者データ、評点表、審査結果 ・実施報告書（実施日、コンテスト概要、応募状況、開催結果報告） ・プロモーション動画（一般公開を予定） ・アーカイブ動画 |
|--|

※県と事前に協議の上、県が指定する形式で納品すること。

5 先端産業について

静岡県は、将来にわたって本県経済を牽引していくリーディング産業を戦略的に育成し、本県産業の成長力を強化するため、成長分野への参入を促す取組（技術相談から、研究、事業化・販路開拓に至るまでの一貫した支援）を実施している。

| プロジェクトの名称 | 概要 |
|--|--|
| 次世代自動車 | 次世代自動車に搭載される部品を開発するための各種支援を行う。 |
| 医療・福祉機器 (ファルマバレープロジェクト) | 医療健康産業の振興と集積を図り、特色ある地域の発展を目指す。 |
| 光関連技術 (フォトンバレープロジェクト) | 光・電子技術を活用した中小企業の課題解決や人材育成を目的とする。 |
| CNF (ふじのくにCNFプロジェクト) | カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに資する素材CNF（セルロースナノファイバー）に関する製品開発支援等を行う。 |
| フーズ・ヘルスケア【FHC a O I】 (フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト) | 県内食品・化粧品・化成品・ヘルスケア関連産業の振興と集積を目指す。 |
| マリンバイオ【Ma O I】 (マリンオープンイノベーションプロジェクト) | 海洋産業の振興と海洋環境の保全を両立する「Blue Economy (持続可能な海洋経済)」の世界的な拠点形成を目指す。 |

| | |
|---|---|
| 先端農業【A O I】 (アグリオープンイノベーションプロジェクト) | 先端的な科学技術の活用による革新的な栽培技術開発を進め、農業の飛躍的な生産性向上等を図る。 |
| 茶業【C h a O I】 (Cha Open Innovation プロジェクト) | 茶の革新的な商品や新しい利用方法の開発を促進するオープンイノベーションの取組により、茶業の再生を推進する。 |

6 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

7 災害時の対応

- (1) 災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。
- (2) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。
- (4) 上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

8 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。

9 委託事業費に係る留意事項

- (1) 経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合わせて5年間保管すること。

| 費 目 | 内 容 |
|-------|---|
| 人件費 | 本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。 |
| 報償費 | 審査員等に支払う謝金及び旅費。 |
| 消耗品費 | 取得価格が税込み 10 万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため、留意すること。 |
| 備品購入費 | 本業務では対象外。 |

| | |
|---------|--|
| | パソコン等や税込み 10 万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。 |
| 食糧費 | 審査員等へのお茶代のみ対象。参加者やスタッフの飲食費は対象外。 |
| 役務費 | 本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。 |
| 使用料・賃借料 | 本業務の実施に当たり、新たに事務所等を借用する場合は、対象となるが、既に借用している事務所等の一部を活用する場合は、本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。 |
| 工事請負費 | 本業務では対象外。 |

- (2) 支出経費に対して疑義がある場合は、県産業イノベーション推進課まで確認すること。